

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊横須賀地方総監部
経理部長 中 川 純

下記により入札を行いますので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」等ご了承の上ご参加ください。

1 競争入札に付する事項

契約管理番号	件 名	履 行 期 限	履 行 場 所
G26-S26-2000306824-00	特別管理産業廃棄物収集運搬・処分／横須賀艦隊基地隊（PCB）	令和9年2月26日（金）	仕様書のとおり

2 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年10月27日（火）10:00（集合場所：契約課事務室）
(2) 場 所 〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地
横須賀地方総監部経理部契約課入札室
(3) その他 郵送による入札書の受領期限 令和8年10月23日（金）

3 「入札及び契約心得」及び「契約条項」を示す場所

〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地 横須賀地方総監部経理部契約課事務室

4 入札参加申込の日時及び場所等

- (1) 日 時 公告日 ～ 令和8年10月20日（火）
8:00 ～ 12:00 及び 13:00 ～ 16:45 ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
(2) 場 所 海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課事務室
(3) 申 込 応札意思のある者は、上記の申込期限日時までに仕様書を受領すること。

ア 提出書類

- 入札・オープンカウンター参加申込用紙
- 資格審査結果通知書（写し）

イ 申込および受領方法

- 直接受領
- F A X
- 返信用封筒（上記申込期限の土、日、祝日を除く5日前必着で申込むこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
(2) 落札者が契約を結ばないときは、落札価格（入札書に記載した金額の100分の10（軽減税率対象品目については、100分の8）に相当する額を加算した価格）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

6 適用する契約条項等

役務請負契約一般条項
特別産業廃棄物の処理等に関する特約条項
債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（条件による。）

7 契約書の作成

遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額（落札価格）が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。

8 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、入札参加申込の日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 仕様書2.1項（調達要領指定書付表1）に係る関係自治体からの特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者であること。
- (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格者として、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）に基づき、添付「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の入札適合条件を満たす者であること。

9 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額に10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税課税免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
- (2) 入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申し込みがあったものとする。

10 その他

- (1) 入札の無効
 - ア 本公告に公示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した入札を行った者
 - イ 入札及び契約心得のとおり実施しない者
- (2) その他
 - ア 添付書類：あり
 - イ 4（1）に示す日時までに、8（7）（8）に係る許可証の写し等を提出すること（PCB無害化処理に係る環境大臣の認定を受けている場合は、その認定証の写しを含む。）。
 - ウ 郵送により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留又は簡易書留により、第2項（3）に記載する期日までに到着するように送付すること。
なお、郵送に際して、必ず発送した旨を指定の様式（入札書を郵送した場合の通知書）によりFAXすること。
郵送先：〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地 横須賀地方総監部経理部契約課
FAX：046-822-3842（外線直通）横須賀地方総監部経理部契約課契約係
 - エ この入札についての問い合わせは、横須賀地方総監部経理部契約課契約係まで。
電話：046-822-3500（内線2174）

「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」

標記について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等は、下記のとおりです。条件等をお読みの上、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、入札公告4（1）に示す日時までに横須賀地方総監部契約課まで提出して下さい。

なお、同一年度の同様の入札において「適合証明書（証明書類含む）」を提出され、配点等に変更がない場合は、その旨契約課に連絡することで、提出を省略することができます。

記

次の配点表の要素に示す①から②に示す得点の合計が45点以上であること。

評価項目	評価基準	配点
① 事業者共通の取組		
1 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
(小計)		25
② 優良認定への適合状況^{注1}		
1 優良適性（遵法性） ^{注2}	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
2 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
3 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
5 財務体制の健全性 ^{注3}	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
(小計)		50
合 計		75

注1：優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定事業者は、「②優良認定への適合状況」の各項目を満点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）は個別に評価すること。

注2：優良適性（遵法性）について、新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）については、－5点とする。

注3：財務体制の健全性について、直近3年間の自己資本比率及び経常利益金額等について評価し、当該期間において税・保険料については滞納していないことを要件とする。ただし、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替えるものとする。

添付資料：1 適合証明書
2 評価基準の細部

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

(契約担当官等)
海 上 自 衛 隊
横須賀地方総監部経理部長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

下記のとおり相違ないことを証明します。

評 価 項 目	点 数
①事業者共通の取組	
1 環境／C S R 報告書	
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	
3 全従業員への研修・教育	
(小計)	
② 優良認定への適合状況	
1 優良適性（遵法性）	
2 事業の透明性	
3 環境配慮の取組	
4 電子マニフェスト	
5 財務体制の健全性	
(小計)	
①＋②の合計点数	

※優良産廃処理業者認定制度に基づく
認定を受けているか

優良認定事業者の 認定の有無	有 ・ 無
-------------------	-------

注 1 : 「点数」欄には、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の配点表により値を記入する。

注 2 : 上記の条件を満たすことを証明する資料を添付すること。ただし、資料を添付することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで、添付を省略できる。

【評価基準の細部】

評価項目	評価基準の細部
① 事業者共通の取組	
1 環境／ＣＳＲ報告書	環境／ＣＳＲ報告書の作成・公表をしていることを評価。 環境／ＣＳＲ報告書：環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成１６年法律第７７号。環境配慮促進法）第２条第４項に規定する環境報告書をいう。
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定（総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。）を行うとともに、年間１回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をウェブ等適切な方法により公表していることを評価。
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む。）等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間１回以上）に各種研修・教育を実施（実施結果を記録に残すことが必要）していることを評価。
② 優良認定への適合状況	
1 優良適性（遵法性）	従前の産業廃棄物処理業の有効期間（優良確認の場合は申請日前５年間）において特定不利益処分を５年間受けていないこと
2 事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
3 環境配慮の取組	ＩＳＯ１４００１、エコアクション２１等の認証制度による認証を受けていること。
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していること。
5 財務体制の健全性	（１）直前３年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が１０％以上であること。 （２）直前３年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 （３）産業廃棄物処理業等の実施に関する税、社会保険料及び労働保険料について滞納していないこと。 （４）最終処分業者にあつては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立をしていること。